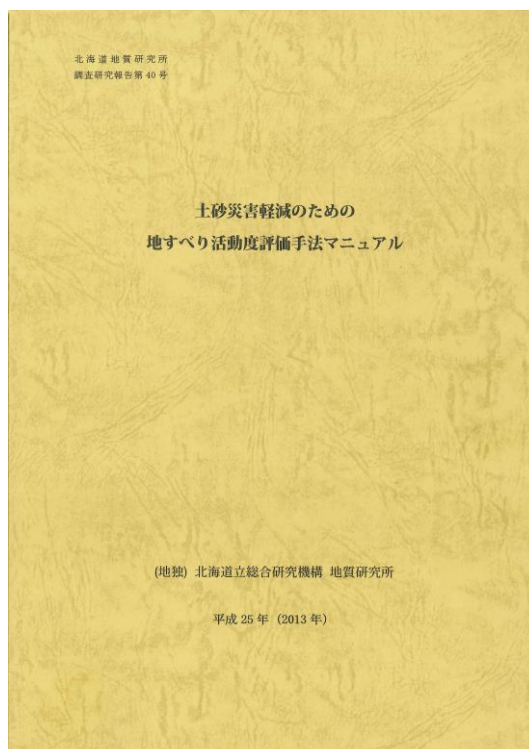


## 土砂災害軽減のための地すべり活動度評価手法マニュアル

表記報告書が 2013 年 3 月に発行されました。「北海道地質研究所調査研究報告第 40 号」です。地質研究所を中心に共同研究機関として、北見工業大学ほか 6 機関が協力しています。



次のような目次となっています。

### 本編 地すべり活動度評価手法マニュアル

- 第 1 章 「土砂災害軽減のために地すべり活動度評価手法」の開発にあたって
- 第 2 章 空中写真判読による地すべり活動度評価とその解説
- 第 3 章 地すべりデータベース (GIS) とその表示

### 資料編

- 第 4 章 道路防災点検と斜面危険度評価
- 第 5 章 地すべり活動度とは
- 第 6 章 AHP 法による北海道における地すべり活動度評価手法の開発
- 第 7 章 空中写真の時系列判読による地すべり斜面の活動性評価
- 第 8 章 面積統計及び面積密度からみた北海道の地すべり地形の地質系統別特徴
- 第 9 章 地すべり微地形と内部構造：運動過程と構成物質の理解のために

第 10 章 地すべり調査におけるボーリングの役割

第 11 章 地すべり調査ボーリングの計画と掘削技術

第 12 章 コア観察によるすべり面判定法

2001（平成 13）年に**土砂災害防止法**が制定され、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりについて、いわゆるソフト対策が重視されるようになりました。この法律の施行令では、例えば急傾斜地の崩壊については、「急傾斜地（傾斜度が三十度以上である土地の区域であって、高さが五メートル以上のものに）」と規定されています。しかし、地すべりについては「地滑りするおそれのある区域」の定量的な地形的基準が示されていません。

このことが、この報告書作成のための共同研究を立ち上げた理由の一つです。

余談ですが、ついでに言えば、この施行令の「第二条、三項、ロ イの地滑り区域に隣接する一定の土地の区域」の意味は読み解くことができませんでした。

（ <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H13/H13SE084.html> ）

非常に内容豊富な報告書です。その中でもっとも注目すべき論文は「**第 2 章 空中写真判読による地すべり活動度評価とその解説**」です。北海道内の地すべりについては、ここに示された方法・評価点で活動度を評価することによって、地すべりとして注意しなければならない箇所を抽出することができます。